

新たな情報通信技術戦略の策定に関するパブリックコメント

1. 個人
2. 氏名：井上 新
3. 連絡先 住所：愛知県豊明市栄町上姥子3番地19シャトー桜ヶ丘Ⅲ401号
電話番号：0562-92-8720
メールアドレス：arata@iarata.com
URL:<http://www.iarata.com>
4. 意見（取り組んでいただきたい順にⅠからⅦまでを書きました。取り組みの目標・スケジュール等はいずれも早急をお願いしたいものに限定いたしました。）

Ⅰ「政府CIOの設置」

IT戦略本部は国家戦略室の中心にすべきで、さらに政府CIOにはある程度の強制力を持たせてください。ITですべての諸問題解決ができるとは申し上げるつもりはありませんが、これからの時代の国家政策の基盤にしっかりしたビジョンに基づくIT政策を置かない限り、IT分野で諸外国から大きく取り残されることは確実です。

政権交代後、電子政府構想がフリーズしている感がありました。しかし、ここ数カ月の間に「新IT戦略」が公表され、若干ながらIT分野の前進と思われる傾向が見えてきました。新政権は、コスト削減、グリーンITを政策の中心にするのであれば、今こそ、IT政策を見直し、諸外国からこれ以上置いてきぼりを食わないように、電子政府構想に注力をしていくべきです。そのためには、国家戦略室の中心はIT戦略本部であるべきだと思います。ここで電子政府構想を停滞させることは、「国家100年の失政」となります。早期に政府CIOを設置し、ある程度の強制力を持って推進していかない限り、電子政府構想は遅々として進まないと思われま

す。

現状、「ITはお金がかかり、費用対効果が見いだせない。会計検査院からの指摘もある」。したがって、事業仕訳では、財務省の場合でもその項目に「電子申請システム」が入って見たり、補正予算の削減で電子申告の改善計画が突然凍結されたりしました。これは、ITをあまりにも軽視しているが故の結論です。

行政の中で費用対効果が見いだせない原因は明らかです。

- ①縦割り行政で、それぞれが所管の範疇のシステムに固執していたこと。
- ②それらを統一すべく指導できる政府CIOが不在であること。
- ③ありえないほど高額な金額のベンダーにしか発注できてないこと。
- ④IT化の前に業務フローの見直しからやるべきこと。
- ⑤利活用者目線で作られていないこと。

- ⑥法律がIT社会に追い付いていないこと。
- ⑦電子署名をTPOに合わせて省略化できるようにすること。

これらの原因をクリアすれば、本来の国家のIT化効果が得られると確信しています。

具体的な改善アイデアとして、

- ①国家戦略室の柱にIT戦略室を設け、各省庁はその方針に従う。
- ②ITを理解し、ある程度の強制力を持ったCIOに就任いただく。
- ③常に公募でベンダーを選任し、RFPとSLAを制度的に義務付ける。
- ④紙業務を即電子化しようとするから複雑になるので、電子用の業務フローを考える。
- ⑤常に利用者アンケートをとり、改善点を透明化する。
- ⑥オンライン3法を見直し、行政の受付は電子原則とする。
- ⑦本人はID・PWだけで参加でき、代理業の場合は国家認証局の認証で行う。

少なくとも、政府CIOを設置し、ある程度の強制力を有していただければ、地方公共団体が総務省の呼びかけに応じないで、個々の事情でLGWAN-ASPに繋がなかったり、住民基本台帳カードの離脱を言い出したりしているまとまりのなさを防ぐとはできたはずで、政府CIOの存在がないことと、しっかりしたビジョンの元に、ある程度の強制力を持って指導できる人がいなかったことが、日本のIT行政が世界から遅れている最大の理由であります。

II 「電子行政の共通基盤として、国民ID制度の整備」

電子行政の利活用率を向上を考えるのであれば、まず、電子行政の共通基盤として納税者番号制度の導入を行っていただきたい。これはITに携わる者のほとんどの意見です。基礎的な番号なしにITを利用すること自体、ITの意味がなくなるとまで言う者もおります。過去の経緯にこだわらず、社会保険の記録紛失問題が二度と起こらないようにするには、国民共通番号は絶対必要です。

ただし、「納税者番号」と言うからいけない。税関連で番号を使用となると、国民は徴収される、取られることばかりが意識の中で先行します。共通番号を振ることは、国民が平等にサービスを受けられることだという意識を先行啓蒙させなければなりません。すなわち、「納税者番号」とか「納税者背番号制」とかではなく、「国民ID」だけでも良いとは思いますが、「給付配布番号」とか「思いやり番号」「共生（ともいき）番号」的なイメージが必要です。

私はここで、「友愛番号」「You&I Number」というネーミングを提唱します。これならば、現政権、現総理大臣の思いが国民に伝わると思います。また、採用されれば、歴史に残ります。この「友愛番号」は費用対効果を考えて既

存の制度を使うべきです。

社会保障と税の共通番号として一番適しているのは、「住基ネット（住民基本台帳ネットワーク）」に使われている住民基本台帳番号（この表現も国家の管理を想像させるので不可）だと考えます。既に、住基ネット番号に統一される方向の議論がなされています。同時に、「新たに導入する共通番号制度と、健康保険の被保険者証番号などの既存の番号制度を一本化せず、複数の番号を併存させる方針」もあるということです。後者のご意見はセキュリティや個人情報保護の観点からということですが、「利用者の利便性」を第一に考えれば、番号は統一すべきであると考えています。

現在のセキュリティ技術の中で人的な不正を除いて、技術的な脆弱性はどれほどのものでしょうか？普及促進にはセキュリティよりもユーザービリティを優先し、普及が行きわたった段階もしくは、事故が多発し段階で次の手として考えていけない限り、普及はしにくいと考えます。番号は共通番号（住基ネット番号）に一本化し、「友愛番号」とネーミングすべきだと考えます。出生届を出したら、すぐに友愛番号（ID）をICカードでもらえるような仕組みづくりをしていくべきです。そして、このIDとパスワードだけで電子申請を可能とすべきです。

税の申告については、既に各国税局で来署型電子申告（電子署名なしでID・PWだけで申告する方式）で実現しています。これを、そのまま納税者にも使用可能にするべきです。ネットオークションの普及やインターネットバンキングの普及を考え、また、諸外国の制度に合わせ、本人が申請・申告する場合はID・PWだけで可能にしていくべきです。電子署名・認証は、友愛番号を付したIDをそのまま使うことも可能だと思います。しかし、利活用率向上のためには、本人の選択でできるようにしてはどうでしょうか。電子申告においては、電子認証そのものが最大のハードルになっています。ただし、私どものような、代行業者は、本人に代わって重要な書類を扱うのですから、今までどおりの電子署名・電子認証は必須なことは明らかです。

III 「電子政府に関連する法律の整備」

- ・オンライン3法を見直し、電子原則、紙は補助へとすべきです。

現在のように、行政への電子申請・電子申告の位置づけが「紙と同様」というのでは電子政府構想の実現が遅れます。全て電子申請・電子申告が原則で、紙は例外にすべきであります。現状は、オンライン3法により、「紙と電子は同様の扱い」ということになっています。ここをはっきり電子原則にしない限り、紙の申請・申告に固執する人は残ります。

弁理士（管財務大臣の国会答弁でもありましたが）の業界では、電子での申請が原則で、可なり以前よりほとんどの業務を電子でなされていると聞いています。

これは、専用のVPNを使用しているからというシステム的な問題よりも、マイナスのインセンティブ、すなわち紙で出すと料金が余分に発生するということが大きな要因になっていると理解しています。スキャニング代を取られるなら、電子で提出するという事です。

我が国の電子申告制度は、2004年2月2日に導入されて以来、7年目を迎えました。国税庁・税理士会の努力で、昨年度までで37%の利活用率となりました。しかし、まだまだ低調です。諸外国において、90%以上の電子申告をしている国はいくつかあり、その多くは「紙での申請を受け付けない。」とかの施策もあります。我が国において紙を受け付けないことは混乱をきたすだけですから、せめて、「電子が原則、紙での提出は例外。」とすることで、その利活用率は大きく向上するものと断言できます。

現に、税務の現場において、紙と電子は同等と謳いながら、現実には紙が有利で電子不利の場面も多く見受けられます。電子の場合は電子署名をしますが、これは実印と印鑑署名を全ての書類に添付することと同様になります。その手間暇が利活用率向上に対する高いハードルになっています。電子署名をすること自体は重要ですが、だからこそ、紙よりもはるかに簡易なシステムでの署名を工夫する必要もあります。情報伝達も電子の場合は不利なことがあります。紙であれば先方より無条件に送られる情報を、電子の場合メッセージボックスに取りに行く行為が必要になります。人によってはPCが苦手で失念する原因にもなります。セキュリティを確保しつつ、ユーザビリティを優先できる方法を考えて、電子を原則化すべきであります。

是非、オンライン3法の見直しをしていただき、電子申請・申告を原則とし、紙を例外規定としていただきたい。

なお、法整備については e-文書法の見直しも検討すべきです。住基カードによる電子署名ができないのは、国家としての整合性がないように思われます。

IV 「国家認証局の設置」

現在、電子申請・申告の推進事業の対象となった士業団体では、それぞれが独自に電子認証局を立ち上げ、それぞれの士業団体の会の中で莫大な費用をかけ管理・運営をしています。電子認証局を持つ士業団体は、税理士会・司法書士会・社会保険労務士会・土地家屋調査士会の4団体です。それぞれの士業団体の電子認証局が発行する電子証明書はその士業資格保有を間接的に証明するものとして、関連官公署で利用されています。したがって、電子政府構想を推進し、国家資格者を電子的に証明する電子認証局は大変重要なものであります。

税理士会では、税理士認証局によるICカードの取得を推進し、発行枚数目標は7万2千人の全会員取得です。現実には4万8千枚超の発行枚数ですが、士業団

体の認証局としては最大となっています。しかしながら、その維持経費に多大な費用負担を会費の中から賄っています。さらに、電子認証局の認可基準が厳しく、そのための管理・運営にもかかっています。士業団体協議会によれば、他の士業団体でも同じ状況で、年間の総費用の3分の1近くを必要とする団体もあり、すぐにでも諸負担に耐えきれない団体が現れてもおかしくない危機的な状況になっています。電子政府構想を推進するために、もっとも行政に協力的に、利用者・納税者に代わって申請する立場にある士業団体の苦しみは、多大であります。

したがって、電子認証局は各士業団体が個別に有するのではなく、国家認証局を設置し、国家認証局で各士業ごとに電子証明書を発行すべきです。すなわち、国家資格者に紙で合格承認書を授与するのではなく、ICカードでその資格を証明するようにし、その発行母体は国家認証局としていただきたい。国家資格を担保に信頼性を確保し、代理行為が単独でできるように（電子申告のように）することで、電子政府の利用率の向上は図れます。「国家が、各士業団体の統合認証局を有し、インターネットでそこにアクセスすればダウンロードして資格証明書を取得でき、その電子署名で代理送信ができる。」という仕組みを早期に実現すべきです。発想の転換で、紙で資格証書を渡す代わりに、電子証明書を持って国家資格の付与とすべきです。

また、国家認証局実現が難しい場合、一つの段階的措置として、次の手法が考えられます。

国家は予算が少なく、IT投資のできる状態ではないということであれば、電子政府化が当たり前の時代になるまでの過程において、代理送信が想定される資格業者を集めて、「士業団体合同認証局を構築する」という考え方です。

経済産業省の平成20年3月の資料に以下のものがあります。

「士業4団体は、それぞれ認定認証事業者として業務を行っているが、その発行する電子証明書は、各々の各士業関係法に基づき登録業務を行うこととされている名簿に登録された会員のみをその発行の対象としている。

これらの名簿には、会員の氏名、住所及び生年月日等が記録されているが、これらの記録は登録時に会員から提出される資格を証する書面及び住民票の写し等の公的書類により行われるものであることが各士業関係法令等に規定されているほか、登録事項の変更、取消し等の手続についても同様に法令に規定されている。

したがって、仮に、当該名簿の根拠となる法制度や運用・管理等の実態が電子署名法の趣旨に沿うものであるならば、利用申込者が法律の規定に基づく士業団体の名簿に登録された者であり、かつ、申込みを受けた認定認証事業者が当該名簿の登録を行う者である場合において、当該名簿に記録された事項を確認する方法について、必要的提出書類の提出を求めることに代替する方法として認めること

も可能であると考えられる。

主務省は、前記の方法を実施するため、平成 20 年度中に施行規則を改正することを目途に検討を進めていく必要がある。検討に当たっては、士業 4 団体の名簿の根拠となる法制度や運用・管理等の実態が電子署名法の趣旨に沿うものとなっていることを確認する必要があるほか、電子署名の普及促進の観点から、これらの名簿以外のものについても、法の趣旨を損なわない範囲において利用者の真偽の確認に用いることが可能となるような施行規則の改正をも考慮すべきである。また、同様の観点から、主務省は、本人確認方法について、施行規則第 5 条第 1 項第 1 号ニの規定を積極的に活用するよう努めるべきである。」

この問題については、止まったままで、いまだに問題解決に至っていません。このような点を早期に解決することが電子政府構想の推進につながるものと確信します。

V 「民間部門における新事業の創出促進」

民間が新規事業を行うことは素晴らしいのですが、掛け声だけでは難しく、ある程度事業が軌道に乗るまで、行政が主導的に引っ張っていただきたい。その例として、経済産業省の J-SaaS 構想があります。

この経済不況の時期だからこそ、中小企業が活路を開くためには、IT による経営の効率化を推進すべきであります。すなわち、IT 投資を考えるのではなく、知恵でこなす IT（安価で簡易なソフト・サービスの活用）を追求していきたいところであります。

経済産業省は中小企業のデジタルディバイド解消のために、J-SaaS の普及推進を行い、2009 年 3 月末から各アプリがリリースされましたが、残念ながらこの 3 月末日（6 月まで延長）をもって、民間委託ということです。導入部分のアプリが、財務会計・電子申告であったため、税理士は SaaS という仕組みに興味津々で、当初は大変話題になりました。わが国独自のプラットフォームの上に利便性の高いアプリを実装し、多くの企業で利活用できる構想には大変期待していました。

しかしながら、時間の経過とともに普及活動はほとんど停滞し、J-SaaS 上のアプリが従前のソフトウェアの操作性に対抗できないため、ほとんど利活用されないまま、今日を迎えております。このままでは、また、事業仕訳で国家予算の無駄遣いとして、支援廃止の対象にされかねません。本来は、国家全体でバックアップすべき意義のある構想であり、是非とも本当に多くの中小企業が採用するシステムに仕上げていただきたいと思っております。それまでは、行政で指導をしていただきたいと思う次第です。

中小企業経営者の相談相手として、J-SaaS をはじめとする、クラウドコ

ンピュータ化には大きな期待をしています。通信技術の発展により今後ますます利便性が向上し、その可能性は高まることは明らかです。アメリカのニコラス・G・カー氏は、「ITにお金を使うのは、もうおやめなさい」という著書で、「IT導入に反対しているのではなく、クラウド化する時代を想定すれば、IT設備に多額のお金を投入することは費用対効果が薄い。」ということを主張しています。現在ではインターネットの環境が整備され技術も進み、潤沢なインフラが提供されるようになりました。経営戦略上大切なIT活用を、前述のカー氏の論のようにお金をつかわず実現する時代が来ます。SaaSはその一面と捉えることができます。

経済産業省が率先して行ったせつかくのJ-SaaS構想です、根本的な見直しを図ることを条件に、短期間で民間に移管するのではなく、継続的に国家構想の一環として行っていただくことをお願いしたい。中小企業のために、J-SaaS構想を、当面の間行政主導で継続・進化させるべきだと考えます。

VI 「オープンな政策決定の推進」

- ・経済産業省のアイデアボックスは素晴らしい企画でした。

行政が国民の意見を聞くということとは、このパブリックコメントの募集を含め素晴らしいことだと思います。

しかし、残念なことに、いつも期限があり、また短い。担当行政の事務処理の都合で期限を決められる。既にこの期限決めが国民目線のIT行政ではなくなっています。国民は皆それぞれ生活するために時間に追われて仕事をしています。良いアイデアがあっても、そこに投稿する時間がなかなかない。たとえば、私は税理士で確定申告時期、たくさん投稿するアイデアがあったとしても、確定申告時期でまとめている時間がない。経済産業省のアイデアボックスの〆切は3月15日でした。

したがって、素晴らしい企画は常設にするのが良いと思います。常設しておいて、行政側は、作業の都合で特定の日までの分を意見として取り上げるなりまとめれば、投稿する側もじっくり取り込むこともできる。良く調べたり、深く練ったアイデアも期待できるのではないのでしょうか。もちろんこの場合、いつまでの分で〆切るかは事前に公開していただくことはお願いしたいところです。

VII 「IT人材の育成・登用の推進」

既存の資格の中に、IT人材は存在するにもかかわらず、うまく活用できていない。

ITコーディネータ制度が動き出して、早、9年が経過します。かつての、「e-Japan戦略」において、「ITの高度人材育成」を目的に、2001年に経済産

業省の認証資格として「IT ユーザーと IT ベンダーの双方の立場を理解し、経営者の立場から「真に経営に役立つ IT 投資」をサポートできる人材」を、ということで生まれた資格です。しかし、現実には、活用されていない。これこそ国家的な無駄使いになりかねません。

当初から取得している IT コーディネータ（以下 ITC）としては、資格を維持するためだけにお金を使い、本来の活動場面は見いだせず、ITC 役員としての会務活動、研究会や勉強会に留まっています。趣味の世界なら、人脈も広がり、情報も取得できるので大いにありがたいのですが、本来の資格としての目的が曖昧になっています。

現実には、ITC は当初、特認試験で参加できた税理士・中小企業診断士はほとんど資格放棄をし、今や、大手ベンダーの SE 教育カリキュラムになっている面もあります。なぜ、併用資格者が辞めていくのかと言えば、資格維持に費用と時間がかかり、何のメリットも見いだせないからです。一步間違えると、資格商法に引っかかったにすぎないという仲間もいました。これではいけない。

「中小企業経営者と IT ベンダーの橋渡しをし、中小企業の IT 経営を支援するための ITC」であるべきで、「大企業の SE 育成資格」にしてしまっただけでは、ITC 資格の先行きもなく、日本の中小企業活性化のための IT 経営に寄与できないまま、消滅資格になるような気がしています。

もちろん、ITC プロとして見事に活躍されている方々もいらっしゃいます。数が少ないですが。その方々の努力は並々ならぬものがあり、ITC でなくても個人のもともとの資質で輝いていらっしゃいます。ITC ゆえに活躍している方ではないように思います。

経済産業省も国も省庁の垣根を越えて、ITC が当初の目的通り、中小企業経営の IT 化を支援できる体制を構築していただくことを期待しています。たとえば、資金力の弱い中小企業経営者が ITC を使って経営を効率化したらその ITC のコンサル料を補助していくとか、IT 経営応援隊制度の認知度をもっと積極的に中小企業経営者に PR し認知してもらおう施策を実行するとか、具体的な手法はあります。ITC を中小企業活性化のために有効活用する施策が必要です。

制度を国で推進して作り、その後に放置するのは好ましいことではありません。

さらに、中小企業の IT 経営実現のために税理士を使ってください。

「中小企業の経営者は孤独」という言葉を耳にします。また、中小企業の経営は 99% 経営者の資質で決まるということも言われています。その経営者が相談する相手は、税理士である割合が多いと思われれます。

中小企業は税務申告という避けられない業務があるため、顧問税理士を抱えています。税理士の法人関与割合は 86.7%（平成 17 年国税庁発表）ですが、法人の

中には、休眠会社やペーパーカンパニーもあり、実質的に稼働している法人の 95% 近くは税理士関与と推測されます。特に中小零細企業は多くのコンサルタントを雇う資力もなく、税理士が経営者の「よらず相談窓口」になることは、かなりの確率であります。

この経済環境が厳しい時代に、IT投資をする中小企業は少なく、景気の波が去るのをじっと待っている企業もあります。しかし、今回の経済危機は景気の循環ではなく、バブルの崩壊で大きな時代のターニングポイントだとも言われています。このような時期だからこそ、中小企業は積極的にIT経営に取り組み、効率的な強い企業体質を構築すべきです。

しかるに、経営者の相談相手である税理士は税務会計の専門家であり、その多くがIT経営を指導できる知識経験がありません。そこで、税理士としては関与先企業を元気にして潰さないために、IT経営を積極的に進めたいところであります。すなわち、IT導入のプロで、たとえばITコーディネータ等が税理士と積極的にコラボレーションして、お互いの職域を侵さず、関与先企業の問題解決をしていくことが「あるべき姿」だと思います。

ちなみに、経済産業省がこの3月末で民間移行するというJ-SaaS事業は、諸問題があり過ぎて結局成功しませんでした。これは、その導入部分を財務会計からとして、税理士の中小企業の記帳代行業務と思いきりバッティングする領域から始めたことに大きな敗因があります。IT経営をしましろうと中小企業に持ちかけて、「税理士に相談するよ」という回答があった場合、その多くがIT投資お断りの意思表示になっています。ここを改善する方法が必要です。

税理士が職域を侵されずに、コラボレーションできるような環境を作りましょう。中小企業のIT経営が今、如何に必要なかを理解できる税理士を増やし、税理士が積極的に窓口となって中小企業のIT経営化を促進していけるような環境を構築すべきです。